

日本学生支援機構の**奨学金の返還義務**があり、
花巻市内に勤務している皆さまへ

奨学金の返還を花巻市が支援します 奨学金返還支援補助

認定の決定を受けた方

交付補助金

最大 **60**ヶ月分

令和7年4月1日以降に市内の対象企業に新たに常用雇用され、市内に5年以上定住する意思のある方を対象に、奨学金の返還に対する支援を行います。

補助金の交付は、要件をすべて満たす方が対象です。対象者の要件は、裏面をご確認ください。

詳細は裏面へ

お問い合わせはお電話またはメールから

☎ 0198-41-3516

✉ teiju@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市HP



〒025-8601 花巻市花城町9-30
花巻市役所地域振興部定住推進課定住推進係

対象者 以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

1. 認定申請と補助金交付申請時点で花巻市内に住民登録がある方
2. 認定申請をする日から5年以上花巻市に定住する意思のある方
3. 認定申請をする日において、満30歳未満の方であり、大学や大学院を卒業してから3年以内の方
4. 令和7年4月1日以降に新たに対象企業に常用雇用され、花巻市内で勤務している方
5. 日本学生支援機構の奨学金の返還に対する他の返還支援制度を利用していない方
6. 市税の滞納がない方

対象企業

以下のいずれかに該当する企業に勤務している方が対象です。
ただし、いわて産業人材奨学金返還支援制度の認定を受けている企業は対象外です。

- 花巻市内に本社または本店がある企業
- 以下のいずれかの認定もしくは認証を受けている、または運動に参加している企業
 - ユースエール認定
 - くるみん認定
 - えるぼし認定
 - いわて女性活躍企業等認定
 - いわて子育てにやさしい企業等認証
 - いわて働き方改革推進運動

補助期間

対象者として認定決定後、最初に返還した月から60ヶ月間

補助金額の計算方法

1. 毎年1月から12月までの返還額 ÷ 返還月数 × 1 / 2 (上限1万円)
2. 1で算出した額 × 返還月数 = 補助金額 (千円未満切り捨て)

補助金交付までの流れ

< 初回のみ >

補助金の交付認定申請をし、交付対象者としての認定を受ける

< 毎年度 >

1. 当該年度の1月31日までに補助金の交付申請をし、交付決定を受ける
2. 当該年度の3月31日までに補助金の交付請求をし、補助金を受け取る
3. 1と2を補助期間を終わるまで毎年度繰り返す